

問題 1

【出題意図】 社会権の著名判例からの出題である。社会権の権利性、あるいはこの場面での平等権の有効性（併給禁止を違憲の差別と言えるか）が一大論点である。以上のポイントを踏まえて事例を紹介した上で、プログラム規定、抽象的権利説、具体的権利説の違いを説明し、最高裁の判断の適否を説明してもらいたい。注目すべき下級審判決も触れてあれば、なおよい。

【採点講評】 そもそも堀木訴訟を知らない、生存権の権利性を巡る論争を全く知らない人があり、低得点もしくは白紙の答案が生じた。裏返せば、これらについて概説と、自説の根拠ある主張が一つでもできれば合格点に達した筈であり、実際にそのような者は 高得点になっている。

問題 2

【出題意図】 政見放送での差別用語を NHK が自主的にカットした事件が過去にあった。本件はその類例事案という設定である。通常の差別的表現（ヘイト・スピーチ）とは異なり、候補者の政見をそのまま聞いてもらう意味がある場面での規制がどこまで許されるかを検討してもらいたい。また、具体的な発言もいろいろ想定できるので、事案の区別を行いながら、規範の定立ができた答案も高く評価したい。

【採点講評】 表現の自由に関する問題であり、必答の問題である。比較的よくできている。厳格 審査を設定して、具体的判断という枠組みは大方できており、点差は、なぜ表現の自由だと厳格審査になるのかという説明と、事実に即して、両者の主張を十分展開した上での説得的な結論が示せたかであろう。

問題 3

【出題意図】 行政手続法上、申請に対する不許可処分を行う際には、その理由を提示することが求められている。また、意見公募手続を経て、あらかじめ審査基準を設定・公表しておくことが義務づけられている。審査基準が設定・公表されている場合における不許可処分の理由の提示について最高裁判例はいまだ出ていないものの、不利益処分にかかる最判平成 23 年 6 月 7 日に倣えば、どのような審査基準の適用によって不許可となったのかを知り得る程度のものが求められると考えられる。基本中の基本を尋ねるもので、解答に支障はないはずである。

【採点講評】 行政手続法における審査基準と理由の提示について尋ねる基本中の基本の問題であったにもかかわらず、出来は今一つであった。特に、意見公募手続（パブリック・コメント）に言及した答案は 僅少であったのは、少々頼りない。学習をする際には、根拠条文をしっかりと意識しながら、制度趣旨に立ちかえった基礎的な学習を心がけて欲しい。